

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 28

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

不当請求、投資詐欺などにご注意！

最近、管内で悪質商法と思われるハガキや封書が各家庭に届いています。

(1) 不当請求

内容／「違法わいせつ物を販売した事業者が摘発され、その購入者に対しても告発する。告発を取り下げたい者は連絡を。」

(2) 投資詐欺

内容／金融取引会社を名乗る男から電話が来て、「当社から封書が届いていませんか？」などと確認され、数日後に自宅に封書が届けられます。封書の中身は、金融取引に関する内容が書かれています。



このようなハガキや封書が届いても

- ① 身に覚えのない請求は無視する。
 - ② 「間違いではないか」「身に覚えがない」などと、こちらから連絡をしない。
 - ③ 個人情報をお教えしない。
 - ④ 見覚えのない請求には絶対に支払わない。
 - ⑤ 届いた郵便物は保管しておく。(事業者名等を控える)
- といった対応をとってください。

不審な電話や郵便物を受け取った場合は、稚内市消費者センターや警察までご連絡ください。

☆☆☆ **5月は「消費者月間」です** ☆☆☆

テーマ「つながろう消費者 ～安全・安心な暮らしのために～」

近年、高齢者の消費者被害の相談件数が増加しています。被害にあった高齢者が再び被害に遭う「二次被害」も、増加傾向にあります。被害に遭った高齢者本人が相談にいかない傾向もあるなど、訪問支援等による積極的な見守り対策やサポートを講じることが求められています。

消費者月間パネル展を開催します

☆5月21日～6月1日【市立図書館】

相談事例(稚内市消費者センター)

インターネット通販

【 相 談 内 容 】

大手インターネット通販サイトでスニーカーを検索していたが、もっと安く商品を購入できないかと考え、商品名を入力し、ネット全体で検索を行った。一番安く入所できるショップを見つけ、早速注文をした。直ぐにショップから、振り込み先を知らせる返信メールが2通届いた。それぞれ振り込み口座が違っていたが、後から届いたメールの振り込み口座に、ネットバンクで振り込みの手続きを行った。その後は何の連絡メールもなく、商品も一向に届かないため、不審に思い、今日ショップに架電してみると、ショップの所在地ではない、他県の個人の人に繋がった。解約・返金希望。

【 対 処・結 果 】

相談者に振り込み口座を確認すると、外国人個人名と思われるような口座名義になっていた。センターにて、そのショップをインターネットで検索してみると、ショップのサイトはあったものの、住所は該当県にはない地名で、実在するものではないようであった。また、その電話番号の市外局番も、他県のものになっていた。ネット通販における詐欺と思われる、返金の可能性は極めて低い旨説明。警察に被害届を出すとともに、振り込みをした金融機関にも届け出るよう助言。類似のネット通販被害の情報提供と、今後のネット通販における注意点について付言した。

困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。



電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。
相談時間は午前11時から午後2時30分までです。(相談時間は1人25分)
事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

【実施日】 5月11日 ・ 6月8日 ・ 7月13日

稚内市生活衛生課生活衛生グループ 電話(直通) 23-6497